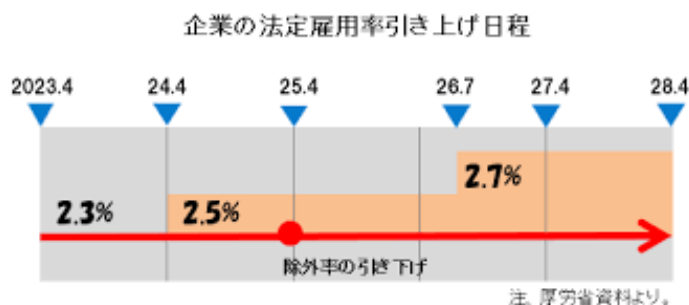


一般企業への就労状況と法定雇用率について



ハローワーク新潟によると、新規高卒者の求人倍率は4.33%で、引き続き「売り手市場」となっています。業種別では製造業、建設業、小売という順番で求人が多く、進路部で実際に企業開拓をしていると「良い子がいれば雇用を考えたい」という企業も見られます。「良い子」といっても捉え方は様々ですが、指示に従って働ける素直な子、健康で休まず体力がある子、嘘をつかず真面目に働ける子などが「推しの子」かと思います。

また、企業には希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」の実現に向けて、障害者を雇用する義務があります。現在は40人以上雇用する事業主に対して1名(2.5%)を雇用する義務があり、それに満たない場合には納付金を支払う必要があります。令和8年7月からは37.5人以上で1名(2.7%)に引き上げられ、追い風が吹いている状況です。(ただし、運送業や医療、鉄鋼など業種によっては雇用が難しく除外される場合あり)



しかし、企業では労働力として一定の生産性や社会性が求められます。そのため、就労への道のりは簡単なものではないことは変わりません。学校では、自立と社会参加に向けた学習を行っているところですが、ご家庭でも手伝いなど役割をもち、働くこと、仕事をすることの喜びを味わえるよう、ご協力をお願いいたします。冬休みがそのきっかけになることを期待します。

職場実習希望調査について(12/20 配付)

現在、1・2年生は来年度6月の職場実習に向け、サービス事業所や企業の見学を行っています。先週、調査用紙を配付しましたが、2月の個別懇談時の参考にさせていただきますので、少し早いのですが1月20日(月)までに提出をお願いします。(現在の希望で結構です)また、追加で見学(面接)や打合せ(4月末から担任、生徒、保護者)がありますので、ご協力をお願いします。



裏面もご覧ください

各種手帳の取得について

【メリット】

- 1 福祉サービスの利用ができます。
- 2 障害者雇用求人に応募できます。障害特性に合わせた合理的配慮を受けることで働きやすくなります。
- 3 公共料金の割引や助成金制度、税金の軽減など経済的支援が受けられます。

【デメリット】

- 1 心理的抵抗を感じる場合があります。
- 2 障害者雇用求人は一般求人に比べて、求人数や職種の種類などが少ない状況です。
- 3 障害者手帳の申請や更新などの手続という手間が掛かります。(転居、紛失時も同様)

※今後、取得をお考えの場合の相談窓口は東区役所健康福祉課ですが、ご不明点などがありましたら担任までお知らせください。

【主な料金の割引や助成】

- ・医療費の軽減
- ・所得税や住民税の控除
- ・自動車税・自動車取得税の軽減
- ・博物館などの公共施設の割引
- ・鉄道やバス・航空運賃など公共機関の割引
- ・携帯電話基本料金の割引
- ・NHK 受信料の減免
- ・障害者年金の受給



利用決定通知と移行支援会議について(福祉サービス利用予定の方、高3生)

2月～3月上旬に学校で、利用予定の福祉サービス事業所と相談支援事業所、生徒、保護者、担任で、今後の利用計画作成のための打合せ・相談を行います。(後日、希望日調整のお知らせをします。)

また、利用希望を申請したサービス事業所の決定通知については「通所施設利用調整の結果」というお知らせが区役所から各家庭へ届きます。(1月末～2月上旬)文書が届いたら、連絡帳を通じて学校へお知らせください。



就労選択支援事業について ※令和7年10月開始

本人の希望や適性・能力に合った就職先や就労支援サービスが選べるようサポートする障害福祉サービスが令和7年10月から始まります。現在、新潟市として準備中のため、現2年生は対象外となり、本格的なスタートは現在の1年生からとなる模様です。

今後、詳しく内容が確定したら、またお知らせします。